

平成30年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	定期監査及び行政監査				
2 監査対象	都市整備部				
	都市計画課・公共交通推進室	建築指導課	開発審査課	道路整備課	市街地整備・公園課
	河川排水課	道路管理課	用地課	営繕工務課	市営住宅課
3 監査実施期間	平成30年 8月 8日から平成30年 8月24日まで				
4 監査結果報告	平成30年11月30日				

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【都市計画課・公共交通推進室】

共通（2）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	
ア 回議付せんにおいて必要事項の記載漏れ。	【措置済】 平成30年 8月27日 直ちに是正した。また、回議付せんにおいて必ず必要事項を記入するよう課員に周知徹底を行った。
（1）支出事務について 需用費の支出において、支出負担行為兼支出命令書の支出負担行為日の誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 平成30年 8月27日 直ちに会計事務補整を行い、改めた。以後は、決裁時及び自己点検時に確認を行うとともに、会計規則について改めて課内での周知徹底を図り、再発防止を行っている。
（2）文書管理について 回議付せんが、文書管理規程に定められた様式と相違していた。規程に定められた様式を使用すること。	【措置済】 平成30年 8月27日 直ちに文書管理規程に定められた様式に改めた。

【開発審査課】

共通（1）支出事務について 支出負担行為兼支出命令書の検査検収日の記載誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 平成30年 8月23日 直ちに記載誤りについて補正処理を行った。 担当者が支出負担行為を入力する際のチェックミスが原因のため、入力する際のチェックを確実にを行うようにするとともに、審査補助員及び決裁者のダブルチェックを徹底するようにした。
--	---

<p>共通（２）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>イ 起案文書において、起案日の記載誤り。</p>	<p>【 措置済 】 平成３０年 ８月２３日 直ちに記載誤りについて補正処理を行った。 正確、丁寧な記入を行うようにするとともに、審査補助員及び決裁者のダブルチェックを徹底するようにした。</p>
<p>(１) 文書管理について 起案文書において、担当者印による決裁日の訂正が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 平成３０年 ８月２３日 直ちに所属長の印により適正に訂正処理を行った。 担当者が決裁日を誤って記入した際には所属長へ申し出て訂正印を受けることを徹底するようにした。</p>

【道路整備課】

<p>(１) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 備品台帳の照合記録において、照合者の印漏れ。</p>	<p>【 措置済 】 平成３０年 ８月２２日 不備箇所を訂正し、職員に対して適正な事務処理について周知徹底を図った。</p>
<p>イ 自動車運行日誌において、所属長の印漏れ及び運行記録の記載漏れ。</p>	<p>【 措置済 】 平成３０年 ８月２２日 不備箇所を訂正し、職員に対して適正な事務処理について周知徹底を図った。</p>

【市街地整備・公園課】

<p>共通（２）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>イ 起案文書において、起案日の記載誤り。</p>	<p>【 措置済 】 平成３０年 ８月１６日 直ちに是正した。また、今後こうした記載の誤りが生じないよう、文書起案時に確認するよう課員に周知徹底した。</p>
<p>(１) 金券の管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	

<p>ア 郵便切手受払簿において、出納員の確認印漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月16日 直ちに是正した。また、今後こうした遺漏のないよう、庶務担当者や庶務担当係長をはじめ、複数の職員で確認を行うこととした。</p>
<p>イ 印紙受払簿において、出納員の確認印なし。（受払簿に確認印の欄なし。）</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月16日 直ちに是正した。また、「金券の管理の基本方針」に従い郵便切手受払簿に準じた様式に改めた。</p>
<p>(2) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 請求書に代表者名の記載なし。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月16日 直ちに是正した。また、今後こうした遺漏のないよう、書類受領時に確認するよう課員に周知徹底した。</p>
<p>イ 補助金の概算払については、会計規則第72条第2項に基づき、当該補助金額の9割を超える額とするときは特に承認が必要とされているが、その手続がなされていなかった。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月16日 平成30年度以降の交付決定時の決裁において、9割を超えて概算払を行う場合は、会計規則第72条第2項に基づき、それを承認する旨を記載するよう周知徹底した。</p>

【河川排水課】

<p>(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 工事請負費の支出に係る見積書において、工事名の記載不備及び見積者である法人の代表者名の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月17日 速やかに不備のない見積書の提出を相手方に求め、差し替えを行った。また、今後、見積書の受領時には工事名と代表者名に間違いがないか確認する旨課内で周知徹底を図り、再発防止に努めた。</p>
<p>イ 需用費の支出において、支払遅延。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月17日 遅延のない支払いの重要性について課内で周知を図った。また、今後、このような遅延が発生しないよう、長期休日の前は特に注意する旨課内で周知徹底を図り、再発防止に努めた。</p>
<p>(2) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	

<p>ア 公印台帳の副本において、公印管守者及び公印取扱責任者の記載の更新漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月17日 速やかに公印台帳の副本において公印管守者と公印取扱責任者の記載の更新を行った。また、今後、不備なきよう事務処理を行う。</p>
<p>イ 自動車運行日誌において、必要事項の記載漏れ及び重ね書きによる字句訂正。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月17日 速やかに自動車運行日誌において、必要事項を追記するとともに字句訂正箇所には訂正印を押印した。また、今後、このような記載漏れ等が生じないよう、課内で周知徹底を図り、再発防止に努めた。</p>

【道路管理課】

<p>共通（2）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 回議付せんにおいて必要事項の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 9日 直ちに是正した。また、回議付せんにおいて必ず必要事項を記入するよう周知徹底を行った。</p>
<p>エ 臨時職員任用関係書類において、必要事項の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 9日 直ちに是正した。また、庶務担当者に対し正しい記載方法について周知徹底を行った。</p>
<p>(1) 支出事務について 需用費の支出において、請求書の日付漏れ及び日付の記載が不明瞭である事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月10日 直ちに不備のない書類の提出を求め、翌日その書類を収受した。「会計事務の手引き」及び「支出事務の要点」により審査時のチェック項目について周知徹底を行った。</p>
<p>(2) 公印管理について 公印台帳の副本において、公印取扱責任者の更新漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 9日 直ちに是正した。「公印規則」により公印台帳の適切な管理について確認を行った。</p>
<p>(3) 文書管理について 臨時職員有給休暇票及び自動車運行日誌において、訂正印漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 9日 直ちに是正した。また、今後こうした訂正印漏れが生じないよう、周知徹底を行った。</p>

【用地課】

<p>共通（2）文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
--	--

<p>ア 回議付せんにおいて必要事項の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 9日 回議付せんにおいて決裁日、分類区分の記載漏れを修正するとともに、記載漏れがないように周知した。</p>
<p>エ 臨時職員任用関係書類において、必要事項の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 9日 臨時職員任用申請書の申請日の記載漏れを修正するとともに、申請書類の記載漏れがないように周知した。</p>
<p>(1) 備品管理について 備品ラベルの貼付漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 9日 備品ラベルの貼付を行うとともに、適切な事務処理を行うよう周知した。</p>

【営繕工務課】

<p>共通(1) 支出事務について 支出負担行為兼支出命令書の検査検収日の記載誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 8日 直ちに会計事務処理の補正を行った。今後同様なことがないように、課員に対し周知徹底を図った。</p>
<p>共通(2) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>ウ 起案文書において、決裁日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 8日 直ちに修正処理を行った。今後同様なことがないように、課員に対し周知徹底を図った。</p>
<p>(1) 備品管理について 備品を処分した際の写真が、決裁文書に添付されていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 8日 今後同様なことがないように、課員に対し周知徹底を図った。</p>

【市営住宅課】

<p>共通(2) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>ウ 起案文書において、決裁日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月 9日 速やかに決裁日を補正し、今後、同様の事務処理を行うことのないよう周知徹底した。</p>

<p>(1) 現金の管理について 現金出納簿において出納員の確認印が漏れている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 8月 9日 速やかに出納員の確認印を押印した。また、毎日の締めの段階で必ず出納員が確認を行っており、定期的に印漏れ等がないか重層的な確認を徹底している。</p>
<p>(2) 財産管理について 市営住宅敷地内のフェンスの改修工事などにより、既存の生垣をフェンスにしたり、新たにフェンスを設置したりしているにもかかわらず、公有財産台帳の登録や内容の更新がなされていないものが見受けられた。工事に合わせて公有財産台帳の登録内容の更新を適切に行っていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 1月31日 定期的に行っている現地の実査をふまえ、公有財産台帳の登録内容と差異があるものについて更新を行った。 また、今後、工作物の改修等を行った場合は、速やかに公有財産台帳を更新できるよう課内での情報共有に努める。</p>
<p>(3) 許認可等の事務について 市営住宅に係る家賃の減免申請に対する拒否処分において、処分の相手方に対し、不服申立て及び訴訟提起に関する教示がなされていなかった。行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づき、書面で教示すること。</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 8月 9日 速やかに総務課へ相談し、市営住宅に係る家賃の減免申請に対する拒否処分をする際に相手方に交付する処分通知の様式に不服申立て及び訴訟提起に関する教示文を追加した。</p>

平成30年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	定期監査及び行政監査				
2 監査対象	都市整備部				
	都市計画課・公共交通推進室	建築指導課	開発審査課	道路整備課	市街地整備・公園課
	河川排水課	道路管理課	用地課	営繕工務課	市営住宅課
3 監査実施期間	平成30年 8月 8日から平成30年 8月24日まで				
4 監査結果報告	平成30年11月30日				

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【都市計画課・公共交通推進室】

<p>共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 平成30年度と平成29年度の時間外勤務を比較すると、年間360時間を超える職員が1名減少し、時間外勤務合計も約5%減少している。 今後も引き続き、グループ制の利点を活かした協力体制を強化し、グループ枠を超えた対応等により、特定の職員への負担軽減に努めるとともに、時差出勤勤務制度の積極的な活用やノー残業デーの実施等により、ワークライフバランスの充実に努め、時間外勤務の縮減の取り組みを継続する。 また、公共交通推進室においても、平成30年度までは車両更新等、大規模な施設更新があり、多くの時間外勤務を必要としたが、平成31年度以降は大規模な更新は計画していないため、時間外勤務の適正化に向け、縮減の取り組みを継続する。</p>
<p>【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 平成30年度と平成29年度の時間外勤務を比較すると、年間360時間を超える職員が1名減少し、時間外勤務合計も約5%減少している。 また、令和元年度（上半期）と平成30年度の時間外勤務の所属平均を比較すると減少しており、上半期の時間外勤務時間が1か月平均30時間を超える職員数の比較では、10名から8名へ減少している。 また、職員のワークライフバランスの観点から、朝礼等でノー残業デーや時差出勤勤務制度の活用を呼びかけ、ノー残業デーを原則実施するとともに、6月以降には職員2名が、時差出勤勤務制度を延べ9回活用した。 今後も引き続き、グループ制の利点を活かした協力体制を強化し、グループ枠を超えた対応等により、特定の職員への負担軽減に努めるとともに、時差出勤勤務制度の積極的な活用やノー残業デーの実施等により、ワークライフバランスの充実に努め、時間外勤務の縮減の取り組みを継続する。 また、公共交通推進室においても、平成30年度までは車両更新等、大規模な施設更新があり、多くの時間外勤務を必要としたが、令和元年度以降は大規模な更新は計画していないため、時間外勤務の適正化に向け、縮減の取り組みを継続する。</p>

<p>(1) 支出事務について 四日市市市民自主運行バス事業補助金に関して、交付申請における補助事業の経費の内訳や実績報告における年間の運行実績にかかる記載内容に不備が見受けられた。受領の際には十分に内容確認を行うとともに、補助金交付要綱の内容を精査すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月29日 交付申請や実績報告の書類を受領した際に、補助金交付要綱と照らし合わせ、必要事項が記載されているか確認を行うことを改めて周知徹底した。</p>
<p>(2) 住み替え支援事業について 事業促進を図るため、国土交通省が構築した「全国版空き家・空き地バンク」をしっかりと活用するとともに、Iターン、Uターン、Jターンの対象者や、子育てが始まる前の世帯等について補助要件の緩和を検討すること。また市内企業の就労者等に向けての啓発に取り組むとともに、四日市市の子育て施策の特徴や地域ごとのさまざまな特徴など、本市の魅力をより具体的にPRすることにより、この事業の効果を上げ、本市への定住人口の増加を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 元年 5月31日 住宅施策の取り組みの方針を定めている四日市市住生活基本計画の見直しを検討しており、この中で、他の住宅施策と併せて住み替え支援事業の見直しを検討していく（令和元年度内に見直し予定）。</p> <p>【 検討中 】 令和 元年11月30日 四日市市住生活基本計画の見直しに取り組んでおり、この中で他の住宅施策と併せて住み替え支援事業における対象者・補助要件等の見直しを検討している。（令和元年度末に見直し予定）</p>
<p>(3) 近鉄四日市駅周辺等整備基本構想について 四日市市の玄関口が大きく変わる構想であり、基本構想検討における3つの視点（「賑わい・もてなし空間の創出と回遊性の向上」、「まちづくりと連動した交通機能の配置」、「中央通りを活用した空間の魅力向上」）をしっかりと持って、平成29年度に行った市民アンケートの結果を含め幅広く市民の意見を取り入れ、四日市市の発展に確実につながるような事業とすること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年12月19日 基本構想検討における3つの視点や市民意見を反映し、四日市市の発展につながる近鉄四日市駅周辺等整備基本構想を平成30年12月に取りまとめた。今後は基本構想に基づき、2027年の東京一名古屋間リニア中央新幹線の開通に併せて完成できるよう、事業進捗に努める。</p>
<p>(4) デマンド交通の社会実験について 河原田地区、内部地区、小山田地区において、高齢者を対象にタクシーを利用したデマンド交通の社会実験を行ったが、利用者数が極めて少ないという結果が出た。その原因として、社会実験の周知不足やタクシーを公共交通的に利用する文化が根付いていないことも考えられる。ICTを活用した利用促進など他市で効果を出しているところも参考にし、引き続き、今回実験を行った3地区以外も含めてデマンド交通の研究を積極的に進めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 デマンド交通の利用者が少なかったことを受け、平成30年度の社会実験では地区のセンターだよりに2回掲載した。今後はアプリの導入等、情報技術を活用することも含めて、デマンド交通について研究していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年11月30日 令和元年度は、保々・県・下野・三重地区で社会実験を開始している。平成30年度と同様、地区のセンターだよりに2回掲載して周知・広報に努めたことから、11月末時点において利用件数は301件となり、平成30年度の利用件数64件に比べ多く利用されている。今年度の実験後には、これまでの結果を踏まえ、今後の導入を検討していく。 アプリの導入について、タクシー事業者と協議を進めたものの、現時点では既存の配車システムと併用したアプリ運用が困難であることが判明したため、引き続き今後の情報技術の発展を注視し、検討していく。</p>

<p>(5) 四日市あすなろう鉄道の利用促進について 通学定期の利用者が減っている。買い得感の得られる定期券の販売など経済的負担の軽減策を継続して検討すること。また、沿線に住む市職員の利用状況を把握しながら職員自らの利用を強力に推進すること。さらに、県立高校が立地するため三重県への働きかけや、企業や沿線の新規居住者等への働きかけを粘り強く行い、さまざまなイベントも並行して実施しながら、利用促進を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月17日 平成31年3月より、従来の通学定期券より割引率の高い1年通学定期券の販売を開始し、利用者の経済的負担の軽減を図っている。また、庁内掲示板を利用し、沿線在住職員への通勤利用を促している。さらに、三重県への働きかけや、沿線の新規居住者への働きかけも継続して実施している。平成31年度は、従来のイベントに加えて、新規イベントとしてイルミネーション列車の実施や、シースルー車両を導入し、利用促進を図っている。</p>
<p>(6) 鉄道駅バリアフリー化事業について 2021年に三重県で開催予定の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を見据えてバリアフリー化に取り組み、特に市が第3種鉄道事業者である四日市あすなろう鉄道日永駅のバリアフリー化について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 5月31日 日永駅の構内には踏切があり、改札と上り線ホーム等への通行には踏切を横断する必要があるが、バリアフリー化については用地的な制約があるため、どの程度対応できるか検討していく。</p> <p>【措置済】 令和 元年11月30日 日永駅は構内踏切の前後に階段を有する構造であり、用地的な制約によりバリアフリー化に対応することは困難であることが判明した。発着駅である、あすなろう四日市駅を令和2年度にバリアフリー化していくとともに、西日野駅や内部駅の駅前広場整備の中でバリアフリー化に対応したスロープ整備等を行っていく。</p>
<p>(7) 四日市あすなろう鉄道についての名称表記について 四日市あすなろう鉄道については、「四日市あすなろう鉄道」、「四日市あすなろう鉄道線」、「内部・八王子線」といった異なる表記がされている。名称の表記について整理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月29日 鉄道として表記する場合は、「四日市あすなろう鉄道」とし、路線として表記する場合は「内部八王子線」とするよう、整理を行った。</p>
<p>(8) 緑化推進委員会について 諮問案件の整理ができていないとの理由により、年度内に1回も開催されていないが、緑化推進事業として多額の経費を支出しており、問題点は存在すると考えられるため、開催に向け努力を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 5月31日 これまで取り組んできた緑化推進事業の検証を行い、今後の事業や緑化基金のあり方を検討したうえで、緑化推進委員会に諮問することとしており、開催に向け努力を行っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 元年11月30日 広報よっかいち(7月上旬号)の準特集記事として、緑化基金への寄附の協力依頼及び緑化基金活用事業の紹介等を掲載し、緑あふれるまちづくりへの参加や緑化基金活用事業の各制度活用等、市民の緑に対する機運の醸成を図った。 市民の緑に関するニーズ把握に努めるとともに、既存制度の活用状況等を踏まえ、今後の事業や緑化基金のあり方を検討したうえで、緑化推進委員会の開催に向け努力を行っていく。</p>

<p>(9) 花と緑いっぱい事業について 緑化基金を財源とした事業であるが、寄附金よりも事業費の方が大きくなっている状況にある。今後も事業を継続していくために、基金の予定額を定め、まず寄附を募り、それでも不足する分についての資金の確保について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 緑化推進事業の検証と今後のあり方を検討する中で、併せて、緑化基金のあり方についても検討を行っていく。</p>
<p>(10) 里山保全事業について 市民緑地については、市が地権者から5年の借地契約を交わして開設し、その維持管理を地元の管理団体に委託するという仕組みで事業を行っている。こどもが通常の公園よりも自由に遊び、様々に楽しむことができるよい事業であるので、新たな開設に取り組むとともに既存の緑地についても継続に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 新たな市民緑地の開設に向け、地区まちづくり構想や都市計画マスタープラン地域・地区別構想の策定段階から市民緑地制度の周知を図るとともに、広報よっかいち、ホームページ、環境フェア等による市民緑地制度のPRを行っている。 引き続き、既存の市民緑地の継続に努めるとともに、併せて、新規開設に向けた取り組みを行っていく。</p>
<p>(11) 要望活動のための負担金の支出について さまざまな広域道路や鉄道の整備、リニア中央新幹線建設の早期実現のため、四日市市を含む三重県内の市町により複数の同盟会を結成し、それらの同盟会に対し会費（負担金）を支出している。会費は要望活動等に使用されており、四日市市として要望活動に参加する理由や要望活動の内容、成果について、市民に公表を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年11月30日 羽津地区（糠塚山）における市民緑地の新規開設に向け、令和元年9月30日に地権者と市民緑地土地使用貸借契約書を交わすとともに、地域団体に管理を委託した。 引き続き、草刈りや枝払い、散策路等の施設整備により既存の市民緑地の継続に努めるとともに、併せて、広報やホームページの活用や地区まちづくりの中でも市民緑地制度のPRを積極的に行い、市民緑地の新規開設に取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 北勢バイパス建設促進期成同盟会については、本市が事務局となっており、年に3回程、国土交通省等への要望活動を実施している。要望活動前には、活動実施の公表をホームページで行っており、また要望活動後には、要望活動報告についても同様の対応を行っている。 他の広域道路及び鉄道関係の同盟会については、要望活動に関する公表を行うよう事務局へ働きかける。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 北勢バイパス建設促進期成同盟会については、本市が事務局となっており、年に3回程、国土交通省等への要望活動を実施している。要望活動前には、活動実施の公表をホームページで行っており、また要望活動後には、要望活動報告についても同様の対応を行っている。 他の広域道路及び鉄道関係の同盟会については、加盟自治体の一つである本市のみが公表を行うことは難しいことから、要望活動に関する公表を行うよう引き続き事務局へ働きかける。</p>

<p>(12) 主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表における任務目的「過度に自動車に依存せずに、公共交通機関等で円滑に移動できる交通体系を構築する」に対し、成果・活動指標を「市民1人1日あたり公共交通機関利用回数」としているが、個別の鉄道やバスといった交通機関ごとの利用啓発の効果についても分析すること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 「四日市市都市総合交通戦略」では、誰もが利用できる公共交通の維持などを位置付けており、「市民1人が1か月に公共交通を利用する回数」を目標の1つとしている。成果や課題を検討するため、鉄道やバス等の交通機関ごとに月ごとの利用者数を確認するなど、利用啓発効果などについても分析していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 利用啓発効果の分析にあたり、四日市あすなろう鉄道、伊勢鉄道、自主運行バス・山城富洲原線および生活バス四日市においては、1日毎の利用者数を算出することが可能であることから、利用促進イベント実施前後での利用状況の比較による分析を試みたものの、利用啓発効果のみを測ることは難しいことが判明した。 引き続き、利用啓発効果の分析における適切な手法について検討を進めていく。</p>

【建築指導課】

<p>共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 所属長は、時間外申請の内容から時間外勤務の状況を把握し、各職員へヒアリングによる業務状況の聞き取りにより、係内での分担、係間の連携を指導している。また、毎週水曜日の終礼を継続して行い、ノー残業デーの徹底を図ることで、時間外勤務の縮減及び職員の健康管理に努めた。 平成30年度の年間360時間を超える職員数は平成29年度と同数で13人であったが、1人当たり月平均の時間外勤務は1時間の縮減となった。 平成31年度は、仕事に対するモチベーションの向上及びワークライフバランスの充実を図るため、課の組織目標に年次有給休暇の取得促進を掲げた。積極的な休暇取得により心身のリフレッシュ及び業務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に繋げていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 計画的な年次有給休暇の取得に努め、業務の効率化を図ったことにより、月平均30時間を超える職員は11月末時点で9人となり、平成30年度の同時期の13人より4人減となった。 引き続き、毎週水曜日の朝礼や終礼によるノー残業デーの徹底や、所属長の指導による係内での業務分担や係間での連携により業務の効率化を図り、時間外勤務の適正化に取り組んでいく。</p>

<p>(1) 建築確認などの審査について 建築物の安全を確保し良好な住環境とすることを任務目的として掲げ、業務を行っているところであるが、悪質な法律違反については、市民が見た時に不公平感を感じないように引き続き適切に業務を行うこと。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月26日 良質な建築物、良好な住環境を確保するため、引き続き、建築確認や検査等に係る業務を適正に行っていく。また、職員による定期パトロールや、NPO団体の協力のもと行う市内一斉パトロールを実施することにより、違反行為の抑制と早期発見に努めている。 悪質な違反行為に対しては、違反对応マニュアル等を活用するなどし、引き続き、適切に対応していく。</p>
<p>(2) 予算編成の精度について 歳入の土木手数料のうちいくつかで、当初予算と決算の乖離が見受けられる。各種の申請に伴う手数料であり、事前に件数を見込むことが難しいことは理解できるものの、できる限り原因分析を行い、次年度以降の効率的な予算編成に生かすこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月26日 歳入予算の土木手数料のうち、民間建築物の申請分（建築確認申請等）については、過去3ヵ年の歳入状況から件数を推計している。また、公共建築物の申請分（計画通知等）については、市や県の担当部署に次年度の建築計画を確認するなどして予算編成を行っている。 建築工事を進める中で、当初計画の内容や工期に変更が生じることはしばしば起こることから、計画変更や完了申請等に係る申請手数料の件数を推測することは困難な面があるものの、今後も引き続き、過去の実績や担当部署への聞き取りを行うなどし、効率的な予算編成に努めていく。</p>
<p>(3) 空き家対策について ア 危険性のある空き家のうち指導等の対象となるものに改善を促している。空き家対策をより活性化するため、民間と連携することが重要であるが、相続関係等の個人情報の管理が難しく参入障壁となっている。政策的な目的のための情報開示の可能性について検討し、国へも規制緩和に向けて要望していくこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 5月31日 平成30年6月に国土交通省から発出された「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」によると、個人情報にかかわる件については、空き家所有者本人の同意が必要であることが示された。規制緩和に関しては、機会を捉えて要望していくこととする。 このような中、現在、不動産業や建設業などの民間団体により構成された「空き家ネットワークみえ」が開催する無料空き家相談会に、本市職員を相談員として派遣し、官民で連携した取り組みを行っている。</p> <p>【措置済】 令和 元年11月29日 令和元年11月に国土交通省により「空家等対策の推進に関する特別措置法」の総点検に係る調査が行われ、空き家等の所有者等に関する情報の利用や提供等、空き家に関する措置の実施に際し、障壁となっている事項について意見を提出した。</p>

<p>イ 危険家屋である空き家の所有者が、正当な理由がないのに何も対処しないケースについては、四日市市空き家等の適正管理に関する条例に基づき適切に対応していくこと。</p> <p>また、三和商店街への対応については、政策的な課題もあるため、関係部局と連携しつつ早期の解決に向けて引き続き努力すること。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>危険家屋である空き家に対しては、定期的に現状の確認を行い、文書による指導を行うほか、所有者宅の訪問による指導などを行っている。</p> <p>三和商店街の北側5棟については、昨年3月の除却勧告以降、所有者自身による解体に向け、所有権の集約を行っているところであり、市としても継続して所有者宅を訪問するなどし、指導、助言を行ってきたところである。</p> <p>また、売買により新たに所有権を有することとなった者には、前回の勧告の効力が及んでいないことから、本年4月、新所有者2名を含む勧告対象物件の所有者5名に対し、早期除却及び改善実施計画書の提出を求める勧告措置を講じた。</p> <p>今後も引き続き、関係部署と連携を図りながら、著しく保安上危険な建築物の早期解体に向けた取組みを進めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年11月30日</p> <p>危険家屋である空き家の所有者に対しては、本年6月1日から11月末までに文書等による指導を104件（権利者数：232名）行った。</p> <p>また、三和商店街への対応については、最も劣化が著しい北側5棟が令和元年11月に解体された。他の建物所有者とも解体に向けて協議中であり、木造住宅除却補助制度を活用し、解体に向けた取組みを進めていく。</p>
<p>(4) 各種制度の周知等について</p> <p>ア 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定をするにあたり、住民説明会を開催している。対象となる住宅については、移転に要する経費の一部を補助する制度を設けている。引き続き対象となる市民への周知を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月26日</p> <p>土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、三重県が基礎調査を行い、指定している。区域指定の前には、三重県が住民説明会を開催しており、その際に建築指導課職員も同行し、対象地区の住民に建築物の構造規制と移転補助事業について説明をしている。</p> <p>今後も、機会をとらえて積極的に説明会等に出向くなど、対象地区の住民に対し補助事業等についての周知啓発を図っていく。</p>
<p>イ 木造住宅耐震補強工事等補助金について、交付実績が増加してきている。さらに制度について周知し、利用者が増加するよう普及を図ること。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月31日</p> <p>ホームページや広報よっかいちの活用や各種イベントへの参加により補助制度の普及啓発を行った。</p> <p>今後も引き続き普及活動を行い利用者の増加に努めていく。</p>

<p>ウ 木造住宅の耐震化について、訪問啓発などをポイントを絞って行うには、診断結果の地区ごとの分布状況を把握することが大事と考えられる。木造住宅無料耐震診断の実績を地区ごとに把握することを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 木造住宅の耐震化の促進に係る訪問・啓発を効率的に実施するためには、団地などの住宅が一定数立て込んだエリアを集中的に回ることが重要と考える。このため、現在は、昭和56年以前に造成された大規模団地を中心に啓発活動を行っている。 今年度は、資産税課の協力のもと、固定資産台帳における地区別・建築年別・用途別のデータ提供を受け、昭和56年以前に建てられた住宅数を把握したところである。当該データと、耐震診断の実績を合わせて活用することで、昭和56年以前の住宅比率の高い地区を絞り込むことができることから、今後、耐震診断の結果を地区別に把握し啓発活動の地区選定において活用することを検討したい。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年11月30日 資産税課から提供を受けた固定資産台帳データと、当課における耐震診断や耐震補助の実績等を併せて活用することで、地区ごとの診断実績及び旧耐震基準（昭和56年以前に建てられたもの）の住宅数等を把握した。今後、耐震診断や耐震改修等における啓発活動の地区選定において活用する。</p>
<p>エ 耐震診断義務化沿道建築物について、平成32年度末までに耐震診断を実施し、報告を行うことが義務づけられている。未了の建築物について計画的に啓発を行っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月26日 報告未了の対象建築物については、対象者リストを作成し、定期的に文書や電話連絡等の個別指導を行い、計画的に啓発している。 今後も対象建築物の所有者に対し、耐震診断を実施の上、期日までに報告を行うよう継続して啓発及び指導を行っていく。</p>
<p>(5) 既存建築物の安全確保について 不特定多数が利用する建築物の定期報告制度は、利用者の安全性を維持・確保するため非常に重要であるため、次の点に留意すること。 ア 定期報告率は前年度実績を上回り改善しているが、報告がないと維持保全の適合性を判断できないため、粘り強く指導するとともに、報告のない場合には公表についても検討すること。また、市のホームページ等により、制度について市民に広く周知を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月26日 定期報告率の向上に向け、市のホームページへの掲載、新規対象者向けの説明会の開催並びに当該年度の報告対象者への案内通知及び未報告者に対する報告期限前の通知を行っている。さらに、報告がなされなかった物件については、提出期限後も督促、再督促等を行うとともに、消防との合同立入査察等の際に所有者等に対し、直接指導を行っている。今後も引き続き、定期報告制度の周知に努めていく。 なお、未報告物件の公表に関しては、全国的な事例がないことや、未報告物件が必ずしも不適合建築物とは言えないことから、慎重に対応しなければならないと考えている。 今後も市のホームページ等を活用するなどし、制度の周知・啓発を図っていく。</p>
<p>イ 維持保全適合率は前年度実績を上回り改善している。不特定多数が利用する建築物等については、引き続き適正に維持管理されるよう努力すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月26日 定期報告が提出された建築物等で改善の必要がある物件については、調査者や検査者に対し、改善計画等を立てる旨の指導を行うとともに、所有者や管理者に対しては通知文書等にて改善に向けた指導等を行っている。 今後も引き続き、関係者に対する指導等を粘り強く実施し、適合率の向上に努めていく。</p>

【開発審査課】

<p>共通 (1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 業務分担の見直し等を進めた結果、時間外勤務が年間360時間を超えた職員は平成29年度の5名から平成30年度は2名に減少した。その結果一ヶ月当りの時間外勤務平均は平成29年度40.7時間から平成30年度30.8時間に減少した。 平成31年4月の人事異動でベテラン職員の異動に伴い、時間外勤務は増加傾向にあるが、今後も時間外勤務の縮減に取り組んでいく。</p>
<p>(1) 職員間の知識の共有について 開発許可に関する業務は、職員間で知識や考え方が均質である必要がある。引き続き研修等に参加し専門知識を身につけるとともに、難航した案件があればケーススタディを行い課内で共有するなど、職員全体の資質の向上に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 令和元年度上半期の職員一人当たりの時間外勤務平均は30.6時間であり、目標の30時間を超えている状況である。前年度の年間時間外勤務平均と比較すると減少はしているものの、ノー残業デー実施の徹底や業務分担の見直しを継続して行うことにより、時間外勤務の縮減に引き続き取り組んでいく。</p> <p>【 措置済 】 令和 元年 5月31日 平成30年度は3人の職員を外部研修に派遣し、研修結果について資料を供覧するなどして課内で情報共有を行った。 今後も職員を外部研修に派遣し、職員の専門知識の修得と能力向上に努めていく。 審査の難航が予想される案件については、これまでどおり適時課内会議を開催して、課内で情報共有をし、職員の資質向上に取り組んでいる。</p>
<p>(2) 主要事業の目標設定について 建築許可の平均審査日数について36日を目標として設定しているが、平成28年度実績は46日、平成29年度実績は47日であり、目標と実態に10日ほどの差が生じている。審査日数が長くなっているものの多くは、申請者側の理由により補正が必要となっている場合であり、補正期間を除いた平均審査日数の平成29年度実績は24日である。目標と実績に差があって分かりにくさがあるので、補正期間を除く平均審査日数を目標として設定できないか検討すること。また、行政庁側の理由で審査日数が延びるものがあれば、その要因を分析し期間短縮を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月31日 平均審査日数の目標設定については、補正期間を除いた審査日数とすることとした。 また、行政庁側の理由で審査日数が延びているものには、他部局の許可等と同時に行う場合や、関係機関等に意見照会を行う場合があった。 他部局や関係機関等との連携を密にすることにより、できる限り期間の短縮を図ることとした。</p>

<p>(3) 開発許可制度に基づく誘導について 「開発許可制度に基づき誘導、指導を行い、良質な宅地を確保する」という任務目的を掲げている。市街化区域と市街化調整区域は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために設定されており、市の都市計画における方針である。許可申請が出される前段階において、市街化区域での開発を促すためのインセンティブが必要であると考えられるため、他市の状況を参考に研究すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 分家住宅等を建築する場合は、市街化区域に土地を所有している場合は立地を認めない等、市街化調整区域の立地に制限をかける事で市街化区域への開発を促しているが、他市の状況も概ね同様である。 また現在策定中の立地適正化計画と整合を図りながら引き続き市街化区域での開発を促していくとともに、三重県開発5行政庁会議や開発許可制度中部ブロック会議等の際に、他市の状況を聞き取り、それを参考に市街化区域での開発を促すためのインセンティブについて研究していく。</p>
<p>(4) 申請書について 開発登録簿写し交付申請書において、申請者として法人名の記載はあるが代表者名の記載がない事例、屋号の記載はあるが個人名の記載がない事例が見受けられた。法人であれば代表者名、屋号であれば個人名まで記載するなど、より適切な記載方法へ改善していくこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 11月30日 今後とも立地適正化計画の進捗状況や、他市の状況を注視しつつ、快適な生活環境の実現や持続可能な都市経営を図るため、都市計画課とも協議を重ねていく。</p> <p>【 措置済 】 平成30年 8月22日 開発登録簿写し交付申請書について、記入の際には法人名、屋号だけでなく代表者名、個人名を記入してもらうこととし、申請者に周知し指導している。</p>
<p>(5) 四日市市開発審査会について 四日市市開発審査会は、市のまちづくりの形成について審議する場であるため、その内容についてホームページなどでの充実した公表の仕方を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 三重県等の開発審査会や本市の他の諮問機関の事例を参考に、公表の仕方を検討している。今後開発審査会での各委員の承認を得た上で公表を行っていきたい。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 11月30日 三重県や他市町の公表の状況を参考にし、設置根拠、担当する事項、審査会委員名簿について公表を行っていく予定である。 引き続き、公表を行っていく事項とその事項につきどの程度の内容とするかなどについて精査を行い、令和2年3月末にはホームページにおいて公表できるようにする。</p>
<p>(6) 都市計画法違反に関する通報について 市街化調整区域内での違法な建築行為などに関する市民からの通報への対応は、資料として整理し、必要に応じて公開できるようにしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 8月22日 市街化調整区域内での違法な建築行為等に関する市民からの通報への対応については、担当者が記録書等を作成し、それに関係資料を添付して決裁処理を行い、保存するようにしている。</p>
<p>(7) 既存の宅地の有効活用について 四日市のまちづくりの発展や魅力の向上のため、リノベーションの促進といった既存の宅地の活用方法について、他部署と連携し鋭意研究すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月31日 既存の宅地の活用方法について四日市市都市計画マスタープラン全体構想や地域地区別構想の策定にあたって、都市計画課と連携して研究している。</p>

<p>(8) 市街化調整区域における規制の緩和について 人口減少が進む市街化調整区域内の既存集落について、定住人口を確保し、コミュニティを維持するため、平成28年度から開発許可等の規制の緩和を行った。これにより市街化調整区域で住宅が建築しやすくなったが、この制度が有効に活用されているか検証を行うこと。また、より制度が活用されるよう周知に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月 1日 人口減少が進む市街化調整区域内の既存集落に係る開発行為等の規制緩和により許可した開発行為等は、平成28年度から平成30年度までの期間で143件あり、この制度が一定程度活用されているものと評価している。 その一方で、規制緩和対象地域として人口微減地域と人口大幅減地域を指定しているが、人口微減地域においては、許可実績がこの3年で2件と少なく、定住人口の確保が十分に図られたとはいえなかったことや、人口微減地域とするか人口大幅減地域とするかは地区全体の人口の比較により定めていたが、この方法では既存集落の人口動態を十分に把握できず、規制緩和対象地域の選定方法として適当なものとは必ずしもいえなかったことが課題として明らかとなった。 これらの課題を解消するため、これまで人口微減地域を対象に適用していた規制緩和の基準を市街化調整区域全域に適用することにより対象を拡大するとともに、地区全体の人口から主な住宅団地の人口を除いた人口を基に人口大幅減地域を定めることとする制度改正を平成31年4月1日に実施した。これからも、この制度が有効に活用されているか、適宜、検証を行っていく。 窓口に案内パンフレットを設置したり、ホームページに掲載したりしてこの制度について引き続き周知を行い、市民に制度の活用を促していく。</p>
--	--

【道路整備課】

<p>共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 5月31日 時間外勤務については、業務量が多いことが大きな要因となっていると考えられる。そのため、発注の大型化や集約化により発注本数を減らす取り組みや、今年度から道路の維持管理業務の5工種を1業務に集約した地域維持型契約方式を採用し、効率的に業務を行えるような取り組みをしており、このような業務改善により職員の負担軽減に努めている。 時間外勤務が年間360時間を超える職員は、平成30年度が29名に対して、平成29年度においても同数の29名となり、依然として時間外勤務が多いため、職員配置や業務分担の見直しを行い、業務の効率化を図っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 元年11月30日 令和元年7月に道路維持管理業務の5工種を1業務に集約する地域維持型契約方式で契約を締結したことにより、発注件数を減らすことができた。また、発注工事の大型化、工事の集約化による発注件数の削減など事務の効率化により、令和元年度上半期の時間外勤務数は一人当たり1か月平均47.4時間となり、前年度と比べて0.5時間減少した。引き続き、時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の確認を行い、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
---	--

<p>イ 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善は認められたが、依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p> <p>【改善事項】</p> <p>* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>過労死の労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は、平成29年度が13名であったのに対し、平成30年度は3名となり、10名減となった。しかし、労災認定基準を上回る時間外勤務状況が見受けられることは、早急に解消すべき課題として認識し、引き続き上記のような時間外勤務の縮減の取り組みを継続していく。</p>
<p>(1) 時間外勤務の縮減について</p> <p>道路整備課の時間外勤務時間数は非常に多く、危機的な状況にあるといえる。次の3点に留意しながら、引き続き改善を図ること。【改善事項】</p> <p>① 出来る限り工事を集約化するなど、業務の負担軽減を図ること。</p> <p>② 担当者間の業務に偏りがないう、業務の平準化を図ること。</p> <p>③ 引き続き適切な人員配置を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日</p> <p>毎月時間外が多い職員については、係内での業務分担や日中の業務の効率化を指示しており、このような取り組みの結果、過労死の労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は、平成30年度上半期が1名であったのに対し、令和元年度上半期は0名となった。下半期についても、過労死の労災認定基準を上回る時間外勤務を行うことがないよう、引き続き上記のような時間外勤務の縮減の取り組みを継続していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>時間外勤務の縮減に向けて、発注の大型化や集約化、職員のスキルアップ、職員の増員要求といった取り組みを進めることで、総合的に業務の効率化を図る。</p> <p>また、時間外勤務が月60時間を超える見込みである職員について、検算業務などは係内で分担することで、業務の偏りがないう、平準化を図っている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日</p> <p>令和元年度の組織の数値目標として、担当職員27名全員が業務に関連する研修に1回以上参加することを掲げ、職員のスキルアップの取り組みを進めており、これにより効率的な業務の実施を図っている。</p> <p>また、工事発注の集約化や発注の大型化、職員の増員要求、検算業務などを係内で分担することによる業務の平準化の取り組みを引き続き行っている。</p>

<p>(2) 職員の負担軽減のための工事の発注について ア 市民生活に直結する公共施設である道路を整備するため、単価契約による指示を含めると年間600件を超える工事を取り扱っており、職員に大きな負担がかかっている。円滑な工事施工のためには、発注の集約化による対応が効果的であり、出来る限り工事の集約化を進めながら、職員の負担軽減を図っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 平成31年度に、包括的な業務委託（道路の維持管理業務の5工種を1業務に集約した地域維持型による業務委託）の発注を行う予定であり、これにより、職員の負担軽減が期待できる。 また、引き続き、工事の集約化や大型化による工事発注件数の削減に努め、職員の負担軽減を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 令和元年7月に、包括的な業務委託（道路の維持管理業務の5工種を1業務に集約した地域維持型による業務委託）の発注を行った。これにより、これまで発注を行っていた案件を業務委託における指示とすることで、発注に伴い必要となる設計、検算、書類確認等の業務を削減することができる。このような職員の負担軽減を図るとともに、引き続き、工事の集約化や大型化による工事発注件数の削減に努める。</p>
<p>イ 工事費の積算については、当初の設計段階での管理職によるチェックにより、出来る限り軽微な契約変更にとどめて、職員の負担軽減につなげる。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 工事費の積算については設計書の検算を行う際、担当職員以外の課員2名、係長、管理職によるチェックを行うことで、出来る限り契約変更が生じないようにした。</p>
<p>(3) 国への予算要望について 国からの交付金の減額など予算不足により幹線道路の整備が遅れており、交通渋滞が地元住民にとって深刻な状況となっているところもある。早期の供用開始に向けてスピード感を持って、国に対して実効性のある要望活動を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年12月25日 インフラメンテナンス協議会等の国や県の職員が出席する会議や交付金の申請時に行うヒアリング等の機会をとらえ、四日市市の現状を伝えながら要望を行っており、このような活動を継続していくことで要望活動の効力が高まるが、依然として国からの交付金は要望を大きく下回っており、整備が遅れている状況である。このような現状を打破するため、財政当局と協議を行い、市単独費を活用することで、早期に整備効果が発現するよう、平成30年11月議会において補正を行った。</p>
<p>(4) 道路の維持補修について ア 道路損傷箇所における車両事故の防止のため、ひび割れしている段階での対応など、より延命化させる方策が必要と考える。限られた人員で適切な管理を求められるなか、職員の負担軽減のためにも、本市の実情に応じた方策を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 道路パトロールにより、道路損傷箇所の早期発見、早期修繕に努めているが、道路の老朽化による損傷箇所は数多く存在している。このような中で、舗装修繕箇所の選定に際し、選択と集中を行い、箇所数を絞り、1箇所の施工範囲を大きくすることで、契約本数を減らし、業務量の軽減に取り組みながら、効率的な舗装修繕の実現を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 引き続き道路パトロールにより、道路損傷箇所の早期発見、早期修繕に努めるとともに、令和元年7月から、複数の業者で構成されたJVを活用した地域維持型の単価契約により、早期の対応が可能な実施体制をとることで、車両事故防止のための補修修繕を進めている。</p>

<p>イ 道路損傷箇所への対応については、当課だけでなく道路管理課や下水建設課など関係課と十分に連携を図るなど情報のネットワークを構築しながら、対策の強化を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 道路損傷箇所については、自治会活動マニュアルや地区市民センターへの依頼、道路管理課によるホームページへの掲載等により、速やかに連絡が受けられるよう、引き続き取り組みを進めるとともに、郵便局などの外部機関から情報提供を受けるなどし、道路損傷箇所への対応を行う。</p>
<p>ウ 路面下空洞点検調査については、緊急輸送道路と規模の大きい団地で調査を行う予定とのことである。このほかの主要な道路についても検討を行い、必要性のあるものについては、調査を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 上記のような取り組みを引き続き進めるとともに、国や県との会議等において情報提供の依頼をするなど、外部機関との協力体制を強化し、道路損傷箇所への対応を行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 今後は、警察署・消防署・病院等災害時に重要な拠点となる施設周辺の道路を中心に、計画的に調査を進める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 緊急避難所を有し、昭和30年代から昭和50年代に造成された住宅団地内の主要な道路である山之色1号線ほか13線について、路面下空洞点検調査を進めている。</p>
<p>エ 平成29年度からスマートフォンを使って路面の状況を把握する、道路診断サービスの導入を図っている。現在は2台とのことであるが、一元管理の公用車やごみ収集車に取り付けるなど、維持管理の効率化のため拡充を図るよう検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 令和元年度に、スマートフォンの台数を2台追加し、合計4台による路面状況の把握を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 令和2年1月に、スマートフォンの台数を2台追加し、合計4台のスマートフォンの活用により維持管理の効率化を図っていく。</p>
<p>(5) 橋梁の点検について 5年に1回の法定の定期点検を行っているが、引き続き漏れのない管理を行うこと。また予防保全的な管理を徹底して、トータルコストを削減したり、予算の平準化に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月31日 5年に1回の法定の定期点検を確実に実施し、その結果を基に計画的な橋梁修繕を行い、予防保全的な維持管理に繋げていけるよう、今後も取り組む。</p>
<p>(6) 四日市中央線の街路整備事業について 歩道整備について、四日市の玄関として、多くの来街者の目に触れるところであり、しっかりとした材質を使い、市のイメージにあった色合いにするなど視覚的にも配慮すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 四日市中央線においては、平成26年度から歩道整備を行っており、平成30年度は、国道1号から東に向かって193mの歩道整備をインターロッキングブロックにより実施しており、引き続き、景観に配慮した良質な舗装材料を使用し、周辺環境と調和のとれた歩道整備を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 令和元年度は、四日市中央線の国道1号から東に向かって南側136mの歩道についてインターロッキングブロックによる整備を実施している。これからも景観に配慮した良質な材料を使用し、本市の玄関として相応しい歩道整備を行っていく。</p>

<p>(7) 自転車レーンについて ア 自転車通行をする場合、自転車レーンが設けられている道路については、原則自転車レーンを通行しなければならない。この点について広く認知されていないと考えられるため、利用に関して周知するよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 自転車レーンの利用については、四日市市交通安全協議会の交通安全教育指導員である「とみまつ隊」による交通安全教室や市ホームページによって、道路管理課が周知を行っており、今後も連携を図りながら、周知に努める。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 元年11月30日 自転車レーンの利用については、四日市市交通安全協議会の交通安全教育指導員による「中学生に対する自転車の交通ルールに関する交通安全教室」で、市内の中学校14校、中学生1,673名に周知するとともに、広報よっかいち（令和元年7月上旬号）の特集で「自転車レーンの走り方」について掲載した。 今後も、工夫をしながら広報を実施し、市民への周知に取り組んでいく。</p>
<p>イ 一方、児童及び幼児や70才以上の者などは例外的に歩道通行が認められている。安全面への配慮からも、児童及び幼児や70才以上の者などは歩道通行できる旨の案内表示をさらに増やすことができないか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 事業の進捗に合わせて案内表示設置の検討を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 令和元年7月から、公安委員会と協議を進めながら、自転車レーンの整備手法を検討しており、その中で案内表示設置についても合わせて検討していく。</p>

【市街地整備・公園課】

<p>共通（１）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ５月３１日 平成３０年度は時間外勤務の縮減を目的として、係内ミーティングの実施や係間での業務割り振りの見直し等の取り組みを実施した結果、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員数は８名となり、平成２９年度と比較して３名減少したところである。しかしながら、依然として過半数の職員が長時間の時間外勤務を行っているため、今年度も引き続き上記の取り組みを実施するとともに、来年度予算要求に向けて委託業務の内容について業者と協議を行うなど、更なる業務の効率化に努めていく。</p>
<p>イ 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善は認められたが、依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前１か月間に概ね１００時間又は発症前２か月間ないし６か月間にわたって、１か月あたり概ね８０時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年１１月３０日 係内ミーティングの実施や係間での業務割り振りの見直し等の取り組みにより、令和元年度上半期の時間外勤務数が１か月平均３０時間を超えた職員数は７名となり、平成３０年度から２名減少した。また、１１月末時点において職員１人あたりの平均月時間外勤務時間数を平成３０年度から１３．２％縮減することができたため、今後も時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>（１）原課契約工事について 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、検査時における「操作により、安全性、機能を目視確認」の項目のチェック漏れが複数見受けられた。検査時に動作確認が必要なものについては、実際に操作して安全性、機能を確認するとともに、チェックリストの確認欄に確認結果を記載すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成３１年 ３月３１日 平成３０年度の上期においては、過労死の労災認定基準を上回る時間外勤務が生じていたが、係内ミーティングの実施や係間での業務割り振りの見直し等の取り組みにより、平成３０年度実績において、過労死の労災認定基準を下回ることができた。</p>
<p>（２）近鉄川原町駅付近連続立体交差事業について 鉄道が高架になり、地域で一体的なまちづくりが進む中で、駅前広場が鉄道駅とバス路線の交通結節点として機能することが重要なポイントになると考えられるため、事業終了を見据え、しっかりと事業者との調整に取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成３１年 ３月３１日 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストに従い、検査時に安全性及び機能の確認を行い、確認欄に確認結果を記載するよう課員に対し周知徹底を行った。</p>
<p>（３）街路樹の管理について ア 根上がりにより道路が損傷し、危険な箇所が多数存在するため、道路管理部局と情報共有・連携を図り、樹種の検討から危険箇所のチェック等、確たる対応をとること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成３１年 ４月 １日 川原町駅前広場の整備完了に伴い、事業者と調整を行ったうえで駅前にバス停を設け、平成３１年４月１日よりバス路線の運行を開始した。</p>
<p>（３）街路樹の管理について ア 根上がりにより道路が損傷し、危険な箇所が多数存在するため、道路管理部局と情報共有・連携を図り、樹種の検討から危険箇所のチェック等、確たる対応をとること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成３１年 ３月３１日 根上がりにより道路が損傷する危険のある箇所について、平成３０年度に樹種転換を行い危険の解消に努めたところであるが、今後も危険な箇所については随時実施していく。また、日々の現場確認においても現場周辺に危険な箇所がないか等の確認を行う等、道路整備課とも連携を図りながら順次対応していく。</p>

<p>イ 協働する市民の高齢化もあり、現在の膨大な樹木数を今後維持管理していくのは難しい状況にある。樹木の適正な本数や高さについて検討を行い、コスト性・安全性を考慮して管理を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 市内の樹木については、年月の経過により大木や枯木となっているものが散見されているため、通常の剪定に併せて間引きや樹種転換を実施するなど、コスト性・安全性に考慮した管理に努めている。</p>
<p>(4) 危険木の伐採等の措置について 公園の樹木について、倒木等により事故の起こらないよう状況把握に努め、倒木等の可能性のある危険な樹木については早急に伐採等の措置を行うなど、安全のための取り組みをしっかりと行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 倒木等の可能性のある危険な樹木について、日々の現場確認だけでなく、公園の日常管理を行っている業者や地域住民からの情報提供により現状把握に努め、平成30年度は南部丘陵公園及び泊山霊園において倒木の危険性がある樹木の伐採を行った。</p>
<p>(5) 羽津古新田区域の有効活用について JR四日市貨物駅移転事業が休止となり、具体的な利用計画が決まっていない。現在、市有地と耕作地が散らばって存在する形になっており、散らばった土地を一団にまとめるなど、有効活用について関連部局と議論を行っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月 1日 羽津古新田区域については、今年度から区域内の都市計画道路三重橋垂坂線と国道23号へのアクセス及び隣接地の利用促進につながる路線計画を検討し、有効活用について議論を進めていく。</p>
<p>(6) 狭あい道路の整備について ア 狭あい道路対策事業として、道路後退用地の寄附を受け、測量・分筆経費や塀等の撤去費用の一部を助成しており、効率的に道路整備を行うためのよい手法と言えるが、寄附行為から舗装整備までのタイムラグが生じているため、他市の事例も踏まえながら当事業をうまく機能させること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 狭あい道路後退用地整備事業の推進について丁寧な説明に取り組み、現場状況に応じた円滑かつ効率の良い施工を行うことで、タイムラグの短縮に一定の効果を上げており、今後もタイムラグの解消に向けて努めていく。</p>
<p>イ 緊急車両が通れない箇所など整備の優先度が高い箇所を把握しながら、都市整備部内及び他の部局とも連携して、事業を進めること。また、市のホームページなどで、助成金・報償金の制度について市民に分かりやすく周知を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 狭あい道路の整備については、道路交通上の危険がある箇所や乗り入れに支障がある箇所等を優先として、道路整備課及び道路管理課とも連携を図りながら順次対応している。 事業の周知については、事前相談から建築指導課と同席して確認・対応するとともに、ホームページやパンフレットにより助成金や報償金の制度を市民へ分かりやすく周知を行うことで、事業の推進を図った。</p>
<p>(7) 市民協働による公園・緑地の維持管理について 高齢化による人材不足により、愛護団体やボランティア団体による公園・緑地の維持管理が困難になってきている。維持修繕のかからない施設整備や資材の選定に配慮するとともに、愛護団体やボランティア団体の育成について、他市の事例も参考にしながら推進すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 新設公園については、遊具やベンチ等に木材を使用しないことや樹木の数を制限するなど、極力維持管理が容易となるような施設整備を実施している。また、平成31年度からは公園管理のための消耗品の支給制度を新設し、官民共同の維持管理手法を進めているほか、土木要望会において改めて公園愛護会の制度を周知するなど、愛護会の結成の促進に努めている。</p>

<p>(8) 公園のホームレスによる占拠について 現在でも、ホームレスにより占拠されるような状況が見受けられるとのことであり、市民の安全・安心の視点から、定期的に巡回して退去を求めよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 公園のホームレスについて、国体推進課、スポーツ課、保護課、総務課と連携して5課共同で定期的に巡回を行い、退去を促している。</p>
<p>(9) 土地区画整理事業特別会計の整理について 土地区画整理事業全体としては、まだ終了の目途はついていないとのことであるが、事業終了も見据え、新たな事業の可能性も踏まえて、特別会計から一般会計への統合整理について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 末永・本郷地区及び午起地区における土地区画整理事業の進捗状況を踏まえ、事業終了の目途がついた時点で財政部局と協議を行い、統合整理について検討していく。</p>
<p>(10) 鳥害対策業務について 市道四日市中央線におけるムクドリ追い払いのため放鷹の手法により行っているが、この取り組みの実施や効果について、市民へもっと周知を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 ムクドリ対策のための放鷹の実施や結果については、報道機関に情報提供を行うことにより市民への周知を図っている。</p>
<p>(11) 公園除草業務等の委託について 都市公園の除草業務等の委託について、高齢者雇用政策を理由として公益社団法人四日市市シルバー人材センターと随意契約をしている事例が複数見受けられる。業務内容の適切な実施や効率性等について牽制のため、業務実施中の現場確認を行うとともに、委託業者とも十分協議を行い、業務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 シルバー人材センターとの契約については、日々の業務実施後の完了状況を目視等で確認しているほか、1ヶ月に1回、先方との会議の場を持ち、業務内容の実施状況等を確認・協議し業務管理を徹底している。</p>
<p>(12) 諏訪公園、四日市市民公園の噴水の維持管理について 噴水の中が藻で汚れており、こどもが遊んだりすることも多く、また、四日市市の印象にも影響を与えるため、しっかり維持管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 5月31日 市民公園及び諏訪公園は中心市街地に位置しており、特に多くの市民の目に付く公園であるため、清掃回数を増加するなどの適切な維持管理を行えるよう、令和2年度当初予算では財政部局へ増額の要求を検討していく。</p>
	<p>【継続努力】 令和 元年 11月30日 公園の常駐管理を行う委託業者に可能な範囲で清掃等の対応を行うことを検討するとともに、令和2年度当初予算において、市民公園及び諏訪公園の噴水の清掃回数を増加できるよう、予算の増額を要求した。</p>
<p>(13) 財産管理について 公園など多くの公有財産を保有している。統一的な基準による地方公会計制度への対応に向けて固定資産台帳の重要性が高まっており、財政経営部の方針に従い、効率的な実査を行い、台帳の正確性を担保すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 当課で保有する公有財産は公園を始めとして数多くあり、開発による帰属等による取得及び処分も毎年行われているため、遺漏なく管財課へ報告を行うとともに、現場確認に出向いた際に近隣の公園を確認するなど、効率的な実査を行うことで台帳の正確性を担保するよう努める。</p>

【河川排水課】

<p>共通（１）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について</p> <p>ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。</p> <p>【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ５月３１日</p> <p>業務分担の再確認等について取り組んだ結果として、３６０時間を超える職員は平成２８年度の１２名から平成２９年度は９名、平成３０年度も９名となった。平成３０年度は、工事発注ロットを大きくし発注本数を減らすことにより、事務の効率化に努めた。</p> <p>また、夜間の説明会への出席時において、一部時差出勤勤務にも取り組んだ。今後も業務の効率化を進め、時間外勤務の縮減を行う。</p>
<p>（１）工事請負契約について</p> <p>市単独事業の工事請負契約において、数回の契約の変更をしているものや３割を超える契約金額の変更を伴う契約の変更をしているものが見受けられる。このような契約の変更をしなくて済むように引き続き事前の調査や地元調整をしっかりと行ったうえで、工事の設計に臨むこと。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 １１月 ３０日</p> <p>令和元年度においても工事発注ロットを大きくし発注本数を減らすことにより、設計から現場管理に至る全ての業務が軽減され事務の効率化を図った。</p> <p>また６月に一部時差出勤勤務制度を取り入れワークライフバランスの充実に努めた。</p> <p>しかしながら９月の豪雨災害により復旧対応等業務が増大したことにより、時間外勤務も増大することとなった。その結果、令和元年度上半期の時間外１ヶ月平均３０時間を超える職員数は９名となり、平成３０年度同期と変わらなかった。また今後も災害復旧対応等業務が想定されるが、業務の効率化や平準化により、時間外勤務の縮減を行うよう指導している。</p>
<p>（２）職員の知識及び資質の向上について</p> <p>職員の知識及び資質の向上のため外部研修に参加している。これは、経験年数の浅い若手職員への中堅職員のフォローの軽減につながり時間外勤務の縮減を図る１つの方策にもなると思われる。できるだけ多くの若手職員を外部研修に派遣し、知識及び資質の向上に努めること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成 ３０年 ８月 ２２日</p> <p>これまでも行っていることであるが、工事発注を行う際には、土質や地下水の状況など十分な事前調査を行ったうえで設計を行うこと、及び丁寧な地元調整を行うよう課内にて周知徹底を図った。</p>
<p>（３）総合的な治水対策について</p> <p>ア 浸水被害を引き起こす豪雨など近年の気象状況に合わせたフレキシブルな体制を全庁的に構築し、これからも「総合的な治水対策」を推進していくとともに、これを当課の事務分掌に掲げることを検討すること。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成 ３１年 ２月 ２８日</p> <p>平成２９年度からの取組みとして、若手職員がより外部研修に参加できるよう予算確保を行い知識及び資質の向上に努めた。平成２８年度から平成２９年度にかけて外部研修数は８件から１８件に、更に平成３０年度は１９件に増加した。</p> <p>また、外部研修だけではなく、所属においても定期的に業務勉強会を開催し若手職員の知識向上を図った。</p>
<p>（３）総合的な治水対策について</p> <p>ア 浸水被害を引き起こす豪雨など近年の気象状況に合わせたフレキシブルな体制を全庁的に構築し、これからも「総合的な治水対策」を推進していくとともに、これを当課の事務分掌に掲げることを検討すること。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成 ３１年 ４月 １日</p> <p>「総合的な治水対策」の推進のため、本庁及び上下水道局が連携した「総合治水対策検討委員会」を設置している。当委員会の事務局を当課が所管しており、当課の事務分掌に「総合的な治水対策」を掲げた。</p>

<p>イ 河川への雨水の流出を抑制することにより、浸水被害の軽減に寄与するという意識を市民に啓発するため、住宅に雨水貯留タンクを設置した者に対し補助金を交付する事業を実施していたが、平成29年度をもって終了した。この事業の総括を次の新たな治水対策に係る意識啓発に活かすこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 5月31日 雨水貯留タンク設置補助金事業は雨水の流出抑制を目的に平成24年度から6年間実施したことにより、市民へ意識啓発ができた。 今後も、各地区市民センターに設置した雨水貯留タンクや雨水浸透枳、及び透水性舗装を活用した啓発に努めるとともに、その中で雨水貯留タンクについても利用を促していく。</p>
<p>(4) ため池改修負担金について ア 平成24年度に実施したため池の改修工事に伴って発生した受益者負担金が未納となっている案件がある。引き続き粘り強く受益者と納付交渉を行うとともに、納付交渉に当たっては長期化しないように留意すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月 4日 平成24年度に実施したため池の改修工事に伴って発生した受益者負担金は平成31年4月4日に完納された。 今後においても納付交渉に当たっては長期化しないことに留意し、交渉にあたっていく。</p>
<p>イ ため池の改修工事において、全体工事費の5パーセントに当たる額を負担金として地元の農家組合等に負担してもらっている。ため池には、かんがい施設としての利水機能だけでなく、洪水調整としての治水機能を有するものもあることから、必要な改修工事が進むように負担金のあり方について研究すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月16日 ため池の治水機能に着目し、地元負担金の対象をため池利水部分とすることにより地元の負担を軽減し、必要な改修が進むよう対策を講じた。</p>
<p>(5) 準用河川の改修について 近年、準用河川改修事業に係る国からの交付金額が本市の要求額に満たないものとなっているとのことであるが、引き続き災害の発生状況や地元の声などを国に伝えることにより、必要な額の交付金を受けられるよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和元年 5月31日 準用河川改修事業は、国からの交付金事業として計画的に整備を進めているが、今後も着実に整備を進めることが出来るよう、財源確保のために国や県への要望を行い、早期完成に向けて努力していく。</p> <p>【措置済】 令和元年11月30日 準用河川改修事業は、令和元年度においても計画的に整備を進めており、事業の進捗状況を県と密に情報共有することにより、次年度必要額が配分されるよう要請を行った。</p>
<p>(6) 自然環境に配慮した河川の管理について 環境部門と連携して、河川が本来有している自然環境の保全や再生に配慮した管理を引き続き行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 5月31日 国としても「多自然型川づくり」が進められており、現在整備を進めている準用河川では環境配慮型のブロックを使用している。 今後も、河川等の改修や維持管理を行う際には自然環境の保全や再生に配慮していく。</p>

【道路管理課】

<p>共通（１）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ５月３１日 職員配置や業務分担の再確認等を実施し、時間外勤務の縮減を図っているが、平成３０年度は、市営駐車場の指定管理の募集業務、道路事故の件数増大による事故対応業務、及び用途廃止の申請件数増大により平成２９年度と比較して、３６０時間超職員が５人増える結果となった。今後も引き続き、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じた、取組みや見直しを行い、時間外勤務縮減に努める。</p>
<p>（１）職員配置について 道路管理課は、当所属における勤続年数が３年未満の職員が多くを占めている。業務に関する知識の習得・共有ができるよう研修等を行い、人材育成に努めること。また、交通安全については、それによって助かった命、市民の安全・安心など「見えない所」の成果をもとに人事の配慮を行うこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 １１月 ３０日 係内における知識の取得・共有を行うとともに、事務分担の一部見直しを行った。令和元年度上半期の時間外勤務数は平成３０年度同期と比べ、課全体としての約８５時間縮減できた一方で、１か月平均３０時間を超える職員の数は４人であった。今後は、定型的な業務の見直し、マニュアル作成などを行い、業務の効率化、省力化を進めていく。</p> <p>【 措置済 】 平成 ３１年 ４月 ４日 係内における、知識の取得・共有ができるように係内での会議を必要に応じて行うことで、勤続年数３年未満の職員の人財育成に努めた。交通安全については、限られた人員の中で管理系の職員も協力し、交通安全のイベントを行うなど、市民の安全・安心などに繋がるように配慮した。</p>
<p>（２）主要事業の目標設定について 放置自転車の障害排除件数 ３，０００台以下を目標として掲げている。台数が少なければ、放置自転車の防止を図るための啓発活動の効果を示すことができるため、このような目標設定にしているとのことである。しかし、反対に台数が多ければ、撤去・保管返還業務を積極的に取り組むことができたとも捉えられるため、目標としてわかりにくくなっている。主要事業の目標として、よりわかりやすい指標となるよう検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成 ３１年 ３月 ３１日 この事業の目的について改めて検討した結果、放置自転車をなくすために啓発活動や撤去・保管返還業務に積極的に取り組み、その結果として放置自転車の数すなわち障害排除件数を減らすことが重要であることを確認した。事業の目標設定としては、放置自転車をなくす啓発活動の効果を測るための指標として放置自転車の障害排除件数を掲げ、それを一定数以下とすることが目標として適当であることを再確認した。</p>
<p>（３）GISの活用について GISは様々な分野で活用できる可能性があると思われるので、他市の事例等をもとに活用方法について研究し、他部局へ提案していくこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ５月 ３１日 他市において、GISにより道路幅員を確認できる現況図を掲載している事例があるため、本市でも現況図の掲載を検討し、市民サービスの向上と職員の業務削減に努めたい。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 １１月 ３０日 他市の事例を参考にしながら、GISにおけるHPへの道路現況図の掲載について、委託業者と協議をすすめている。</p>

<p>(4) 道路事故防止について 道路事故数減少のためには道路損傷箇所の早期発見と迅速な対応が重要である。早期発見につながるよう、全庁的に連携を行い情報収集に努めること。道路整備課へ修繕を依頼した場合は、完了後に報告を受けるなど相互に連携を図り、確実に損傷箇所が修復されたことを確認すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 5月31日 パトロールを通じて把握した道路の状況を写真に撮るなどして道路整備課に情報提供するとともに、早期発見につながるよう、道路施設の損傷箇所を見つけた場合には速やかに連絡をしてくれるよう庁内掲示板に掲載することにより全職員に対し周知を行い、全庁的な連携を図った。損傷箇所の修繕が完了したときには速やかに報告をもらうよう改めて道路整備課との間で確認した。今後も継続して、全庁的に連携して道路損傷状況に係る情報を収集し、工事担当である道路整備課と連携して迅速な対応を行っていく。</p>
<p>(5) 借用物件について 道路用地として個人から借用している土地が多くあるが、長期的にみると借用を続けるより、買収する方が安くなる物件もかなりあると思われるため、契約更新時に働きかけを行うなど、土地の買収に向けて今後も積極的に取り組むこと。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 5月31日 現在、道路用地として借用している土地のうち買収や寄付により所有権を取得した方が経済的であるものについて改めて整理を行い、そのような土地については契約更新時に買収や寄付の働きかけを地権者に対し行っていくことを改めて確認した。</p>
<p>(6) 市営駐車場について ア 市営中央駐車場について、駐車区画が狭く、さらに利用者の多い日は車両が入りきらず道路に行列ができる状態となっており、改善の必要があると考えられる。市民の意見やニーズを把握し、建て替えを含めた抜本的な対策を検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 5月31日 市営中央駐車場については、車路や区画が狭いことや収容台数が少ないことなど市民のニーズに合っていないことが課題となっている。少しでも使いやすい運用ができるよう、引き続き修繕や設備更新を進めていくとともに、公共交通機関の利用推進を呼びかけるなど市民の協力を求めていく。また、今後建て替えなど抜本的な対策について、関係部署と連携の上検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 元年 11月30日 市営中央駐車場については、車路や区画が狭いことにより、対向車とのすれ違いや駐車が困難である等の課題がある。令和元年度では屋上防水修繕工事を実施し、令和2年度以降では非常放送設備等修繕工事や車路修繕工事の実施を予定しており、今後も市民の方がスムーズに利用できるように、引き続き修繕や設備更新を進めていくとともに、建て替えを含めた抜本的な対策を関係部署と連携の上、検討していく。</p>
<p>イ 駐車場案内システム個別案内板について、「満」「空」の文字が表示されていない状態となっているため、必要な設備であれば修復を検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 改めて検討した結果、駐車場案内システム個別案内板は、市営中央駐車場の場所を示す案内板としての機能を果たせば十分であり、駐車場の利用状況を示す機能までは必要でないことを確認し、利用状況を示す「満」「空」の表示設備は修復しないこととした。</p>

<p>ウ 市営本町駐車場について、30年以上更新されていない設備など老朽化が見受けられるので、更新を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 指定管理業務の中で、平成30年度はドアクローザーなどの修繕や更新を実施する計画を立て、修繕・更新を実施した。引き続き指定管理者と協議しながら修繕や更新を実施していく。また、今後建て替えなど抜本的な対策について、関係部署と連携の上検討していく。</p>
<p>(7) 指定管理者への牽制について ア 市営中央駐車場に設置されている監視カメラ画像の管理は指定管理者が行っている。カメラ画像には個人情報が含まれているため、管理が適正にされているかどうか、指定管理者に対し確認を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 令和元年度では屋上ペントハウス防水修繕工事を実施する予定であり、今後も指定管理者と協議しながら、老朽化している施設の修繕や更新を実施していく。また、今後建て替えなど抜本的な対策について、関係部署と連携の上検討していく。</p>
<p>イ 市営中央駐車場・市営本町駐車場の利用台数と収入実績について、毎月指定管理者から報告を受けているが、数値の妥当性を確認するため、必要に応じて入庫・出庫のデータなどの資料の提供を求めるなど牽制を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月21日 監視カメラ画像データが保存されている機器は鍵のかかる部屋に保管されており、その部屋へ出入りできる者も許可を受けた一部の者に制限するなど、適正に管理されていることを確認した。また、個人情報の適正な管理について指定管理者に対し改めて注意喚起を行った。</p>
<p>(8) 私道整備費補助金について 日常生活に利用されている私道の整備を行う者に対して補助金を交付しているが、市民への周知が十分にされていないと思われる。制度の周知の仕方や予算が適切かどうか検討を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月18日 市が直接事業所に出向き、収入明細作成の手順・仕組みについて検証を行い、精算機の入出庫に係る売上のデータを確認し、事業収支実績数値が妥当であることを確認した。今後も収支報告書等の確認を充分に行っていく。</p>
<p>(9) 交通安全共済事業残余金活用事業について 交通安全共済事業残余金を活用して、交通安全啓発事業や交通安全教育事業を行っている。平成29年度末時点で残余金は約2,382万円だが、今後も実施していく必要がある事業であれば、残余金がなくなった後も継続できるよう適切に予算要求を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 私道の整備に関する問合せがあった際には、補助金制度の案内を行うとともに、ホームページに補助金制度を掲載し周知を図っている。また、自治会との土木要望に関する会合にこの制度について案内を行うことにより、市民に対し周知を行っていくこととした。 また、平成31年度予算については、申し込みが前年より増加したことから、前年より増額して要求し配当をえた。今後も制度の周知等による申込件数の増加に応じて、適切に予算要求を行う。</p>
<p>(9) 交通安全共済事業残余金活用事業について 交通安全共済事業残余金を活用して、交通安全啓発事業や交通安全教育事業を行っている。平成29年度末時点で残余金は約2,382万円だが、今後も実施していく必要がある事業であれば、残余金がなくなった後も継続できるよう適切に予算要求を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 交通安全啓発事業や交通安全教育事業は、四日市市交通安全都市宣言の趣旨に沿って交通安全運動を積極的に推進し、四日市市内の交通事故防止を図るために今後も実施していく必要があると判断したため、交通安全共済事業残余金がなくなった後も継続できるよう適切に予算要求を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 交通安全啓発事業や交通安全教育事業の継続のために、適切な予算要求を行った。</p>

<p>(10) 交通安全教室について ア 保育園・幼稚園・小中学校の児童・生徒及び高齢者を対象に交通安全教室を実施し、自転車シミュレーターやパソコンソフトを利用したの参加体験・実践型の交通安全教育を行っている。交通事故死亡者に占める高齢者の割合が依然として高いことなどから、これらの取組みは重要であるため、参加者の反応や感想に注意を払い、その効果について検証すること。併せて、全国の取組み事例等を参考に、効果的な取組みについて研究すること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 交通安全教室申込者に対し、受講後にアンケートを実施し、回答内容からその効果を検証し、講習内容の検討を行っている。また、交通安全教育指導者研修会等に参加し、全国の取組み事例等の情報を収集するとともに、その後の交通安全教育指導員の月例会や研修会でフィードバックを行っている。</p>
<p>イ 交通安全教室の活用を促すため、幼稚園や小中学校等に対して広報を行っており、周知は行き届いていると思われるが、申込みがない学校や団体等に対してより積極的に働きかけを行い、地区によるばらつきがないように努めること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 交通安全教室の活用を促すため、また、地区によるばらつきがないように申込みがない学校や団体等に対しては個別訪問を行って積極的に働きかけを行った。その結果、地区による極端なばらつきはないが、今後も積極的な周知に努めていく。</p>
<p>(11) 違反屋外広告物について 違反屋外広告物の除去作業について、公益社団法人四日市市シルバー人材センターに委託している。しかし、依然として市内に不適切な広告物が見受けられるため、より改善が図られるよう、受託者と情報共有を行い、市としても現場の把握に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年11月 6日 受託者から毎月、市内の違反屋外広告物の状況について報告を受けるとともに、担当職員が受託者と共に現場に出向いて、状況の把握を行っている。また、およそ1月に1回、担当職員が現場確認を行っている。</p>

【用地課】

<p>共通（１）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ５月３１日 所属長、係長が毎日、時間外勤務の内容、時間数を確認するとともに、時間外勤務開始時に業務内容を確認し、どうしても必要なものだけを行うよう指導している。また、境界係の繁忙期における用地係の応援を強化するなどの結果、平成３０年度の時間外勤務数は前年度比で１０％程度減少した。しかし、年間３６０時間を超える職員が４名いたため、引き続き時間外勤務の縮減を図っていく。</p>
<p>（１）人員配置について 時間外勤務の縮減と係間における業務量の平準化が懸案となっている。人員増や係間の応援体制により一定の成果を上げているが、引き続き必要な人員要求を行うとともに、増員が困難な場合は、部内で調整するなど適切な人員配置に向けた取組みをさらに強化していくこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 １１月３０日 課内の応援体制の整備などに取り組んだ結果、令和元年度上半期の職員一人当たりの時間外勤務時間数は１か月平均１６時間となり、平成３０年度同期と比べておよそ５時間縮減することができた。 しかし、選挙事務が重なったことなどから、１か月平均３０時間を超える職員が一人存在した。引き続き、応援体制の整備などの取組みを強化して時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 ５月３１日 現行の業務の内容を十分精査したうえで、不足している人員について、引き続き人事当局に要求を行った。その結果、人員の総数は変わらなかったが、経験豊富なＯＢ職員が配属された。しかし、今後、業務の増加が見込まれるため、必要な人員を人事当局に要求していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 １１月３０日 ＯＢ職員が配置されたことにより、若手職員へのサポートや過去の用地取得に関する情報共有などがより円滑となっている。 今後も引き続き必要な人員を要求するとともに、係間の応援体制などを随時見直していく。</p>
<p>（２）官民境界査定処理日数の短縮について 立会関係者の都合など不確定要素のあるなか、至急の案件など事情に応じた対応により、処理日数の短縮に努めている。今後もより市民に満足してもらえるよう、１日でも短くなるような目標を立てて、処理日数の短縮に向けた実績を残すよう努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ５月３１日 これまで通り、至急の案件など事情に応じた対応に努めるとともに、申請者及び代理人とも相互に協力しながら、処理日数の短縮を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 １１月３０日 引き続き、至急の案件などへの対応に努めるとともに、官民境界査定処理日数の短縮を図っていく。</p>
<p>（３）事業用地の取得について 大規模事業にかかる用地の取得は、全国的な配分の中で不確定な補助金に依存した年度予算での対応は難しく、先行取得が必要となるが、土地開発公社は平成３０年度末に清算され、土地開発基金の規模は小さいため、それらに代わる新たな用地取得の仕組みづくりが求められる。用地取得担当課として他都市の情報収集に努め、関係課へ提言していくこと。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 ５月３１日 引き続き国・県や他都市の動向をみつつ、事業担当課とともに用地取得の仕組みづくりを検討していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年 １１月３０日 引き続き国・県や他都市の動向をみつつ、今後も他市に問い合わせるなど事業担当課とともに用地取得の仕組みづくりを検討していく。</p>

<p>(4) 未登記道路について 計画的に解消していくため、件数の把握や解消の状況、また、寄附行為による取得や無償借地など未登記道路の取扱いに関する要綱を制定するなど見える化に努めること。また、引き続き土地所有者に対する丁寧な説明や手続上の負担軽減にも努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 未登記道路の取扱いについては、寄附による取得や無償借地などの取扱いについてある程度のルール化に取り組んだが、引き続き関係所属と協議を行っていく。また、今後も土地所有者に対する丁寧な説明に努めるとともに、手続上の負担軽減にも努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 土地所有者に対する丁寧な説明と手続上の負担軽減を図ったが、未登記道路の取扱いについては、引き続き関係所属との協議を行っていく。</p>
<p>(5) 国への予算要望について 国からの交付金の減額など予算不足による買収進捗の鈍化が課題となっているが、交通渋滞が企業誘致や地元住民にとって深刻な状況となっているところもある。事業の進捗を速めるため、国に対して実効性のある要望活動を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年12月25日 各事業担当課の方で、国や県に市の現状を伝えながら要望を行い財源確保に努めることと併せ、道路事業については、市の財政当局と協議を行い、市単独費を活用することで、早期に整備効果が発現するよう努めた。</p>
<p>(6) 予算の精度について 市有地売買収入に関して予算と決算の乖離が見受けられた。関連する事業についての状況把握に努め、例年の分析精度を上げることに努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 市有地（道・水路）の売払いについては、民間の事業計画などによるため、事前に把握することが困難である。しかし、境界立会い申請や開発申請などの段階で今後の予定を把握するなど、できる限り事前に把握するように努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 市有地の売払いにつながる民間の事業計画を事前に把握することは困難であるが、境界立会いや開発許可の申請者からの事業計画の聞き取りなどを通じて、引き続き事業の状況把握に努めていく。</p>
<p>(7) 人財育成について 新規採用職員が数多く配置されており、経験年数の浅い職員の育成が課題となっている。OJT、課内研修の実施、外部研修への派遣など様々な取組みを行っているが、特殊な業務であるため外部研修の充実を重要視して、人財の育成に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月 1日 外部研修への派遣について、これまでの研修に加え業務内容や経験年数などに応じて派遣計画を検討し直し、派遣する研修や人数を増やした。</p>
<p>(8) 事例集の作成について 課内研修において、レアケースなどの事例報告を行い、情報共有しているとのことである。この取組みのさらなる充実やノウハウの継承という観点からも、ジャンル別にファイリングするなど事例集を作成することを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月 1日 業務に関連する書籍の購入や雑誌を定期購読するなど、他の機関などの事例の収集に努めている。また、課内で今後の参考となる事例については、事例毎に参考資料や業務フローをファイリングするようにした。</p>

【営繕工務課】

<p>共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 時間外勤務を縮減するため、月1回のスケジュール管理会議を実施し、詳細な業務進捗状況を把握して、きめ細かく担当業務の割り振りの見直しを行い、業務の平準化に努めている。今後も職員間の仕事量の均等化、工事発注時期の平準化、若年職員へのサポート体制強化等により業務の効率化を図り時間外勤務の縮減に努めていく。 なお、時間外勤務の実績としては、年間360時間を超える職員は、平成29年度は、25人中11人、平成30年度は、26人中9人であった。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 令和元年度は平成30年度に比べ、学校等の夏休み期間に施工する工事が倍増（平成30年度6件、令和元年度12件）したことにより早期発注の為、上期の時間外勤務が増加した。 しかしながら毎月スケジュール管理会議を行い、担当業務の割り振りの見直しを二度行った結果、業務増加量と比較して一人当たり時間外勤務2.5時間の増加（前年度同時期比較）の1か月平均28.6時間に抑えることができた。 今後も業務分担の見直しや、業務の効率化等により、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
<p>（1）コストを意識した設計について イニシャルコストを安価にするため、市民の目に触れる所と触れない所に仕様の差を付けるなど工夫するとともに、一般論としてできるだけ手戻りのないようなやり方で、良い建築物を造ること。ランニングコストの削減については、主に汎用品を使用することで将来の補修を安価にできるよう設計段階から留意すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月31日 設計の段階で、課内においてデザインレビュー及びVE^{※1}検討会を行っており、職員の意識啓発に努めている。今後も会議を設け、コスト意識を持った設計を継続的に努めていく。 ※1. 価値を高めるための、機能とコストの最適組み合わせの実現を試みること。</p>
<p>（2）人財育成について 技術力のバランスのとれた職員構成に向けた技術の承継について、建設研修センターなどの研修の復命書を供覧することは、習得した知識を他の職員と共有するよい機会となる。復命書の作成については、ポイントを分かりやすく記述するなど、職員のレベルアップに使うことを意識すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 研修復命書については、要点を記載するとともに研修資料にアンダーラインで重要な箇所を示すなど他の職員との知識共有を図ることも意識して作成するよう努めていく。なお、研修に参加した場合は、参加した職員が発表用資料を作成し、課内で研修会を開催している。今後も職員の技術力向上の為、積極的に研修会へ参加し、修得した知識を他の職員に伝承することにより、レベルアップに繋げていくことに努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 元年11月30日 他の職員との知識共有を図ることを意識して、研修復命書については要点を分かりやすく記載するとともに、研修資料の重要な箇所にはアンダーラインを引くことなどを実践した。また、研修に参加した後は、参加した職員が発表用資料を作成し、課内で研修会を開催した。今後も職員の技術力向上の為、積極的に研修会へ参加し、修得した知識を他の職員に伝承することにより、レベルアップに繋げていく。</p>

<p>(3) 主要事業の評価の広報について ユニバーサルデザインや、環境負荷の低減に取り組んでいるが、第三者には見えにくい。市民や各業界団体の目に触れる営繕年報に、こうした視点からの分析を加えることを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 元年 5月31日 次回（12月予定）の営繕年報作成時に、掲載内容について検討する。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 元年11月30日 令和元年度営繕年報より、ユニバーサルデザイン及び環境に配慮した事項について掲載を行っていく。</p>
<p>(4) 財政経営部との連携について アセットマネジメントの個別施設計画の策定や施設別行政コスト計算書の策定にあたって必要となるコストの把握には、技術的な知見も重要であるため、さらに財政経営部と連携を深めて無駄のないコスト把握に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 イニシャルコストだけではなく、ライフサイクルコストを考慮したコスト管理に努め、平成30年度において、アセットマネジメント事業に伴うローリングを行う際に、財政経営部と計画調整を行った。今後も財政経営部及び主管課（施設管理者）と連携し、無駄のないコスト把握に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 利用者のニーズに沿った施設となるよう、設計段階で、主管課（施設管理者）と利用目的、方法等について打ち合わせをこれまで以上に密に行っていく。</p>
<p>(5) 工事施工後の改善要望について 施設管理者への聞き取り調査の結果、利用者の使用状況により改善要望が出ている。利用者のニーズを把握したうえで設計し、施工後の改善要望が減少するよう取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 設計段階で、主管課（施設管理者）と利用目的、利用方法、要望等についてしっかり聞き取りを行い、複数パターンプランを提案するなどして打ち合わせを密に行っていく。</p>

【市営住宅課】

<p>共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 窓口業務や入居者のニーズにより、時差出勤等の具体的な実現は難しいところであるが、できる限り就業時間中に行いワークライフバランスの充実を目指す。また、特定の職員に業務が集中しないよう業務分担を見直したり、一部事務改善を検討するなど、時間外勤務適正化に向けて取り組んだ結果、360時間超職員は29年度7人に対して30年度は5人となった。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日 窓口業務や入居者のニーズにより、時差出勤等の具体的な実現は難しいところであるが、残業時間の多い職員への所属長による声掛けなどで職員の健康状態や業務量に対する受け止め方等を把握しながらアドバイスを送るとともに、特定の職員に業務が集中しないよう業務分担の見直しや新たな滞納者を増やさないための滞納管理業務の改善などに取り組んだ。しかし、令和元年度の人事異動で住宅係長が異動して代わりに新規採用職員が配属されたことにより職場内の職員構成のバランスが崩れたこと、及び病気休暇を取得する職員が生じたことにより、令和元年度上半期の時間外勤務時間は1か月平均で38時間となり前年度同期と比べ5時間増加した。これに伴い1か月平均30時間を超えた職員数は7人となり前年度同期と比べ2人増加した。 引き続き、業務分担の見直しと業務方法の改善を適宜行うことにより時間外勤務の縮減に努めていく。</p>

<p>(1) 財産管理について 土地、建物及び工作物の一部について、年度末に実査が行われていなかった。年度末には必ず全件実査及び所属長の抜き取り実査を行い、その記録を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月27日 平成30年度の年度末に、担当者は、管理している土地、建物及び工作物の全てについて実査し台帳と数量突合を行いその記録を文書にして残すとともに、所属長は、抽出実査をしてその記録も文書にして残した。今後も、決算における数量を保証するため、担当者は、年度末に必ず全財産を実査するとともに、所属長は、その実効性を確保するため抽出実査を行い、それらの記録を文書にして残していく。</p>
<p>(2) 職員体制について 市営住宅の空き家修繕業務を担当する職員の体調不良も一因となり、年度目標の戸数を修繕することができなかった。こうしたことに左右されないフレキシブルな職員体制の確保に努め、それに必要な支援を人事当局に強く求めていくこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 5月31日 人事当局に対しては増員要求したものの増員がされなかった。今後も引き続き人員配置の支援を求めるとともに、課内で業務分担の枠を超えたサポート体制をとることで、日常業務に差し支えないように努めている。</p>
	<p>【継続努力】 令和 元年11月30日 平成31年度は人事当局に対しては増員要求したものの増員がされなかったため、令和2年度予算要求時に引き続き人員配置の支援を求めた。また、課内で業務分担の枠を超えたサポート体制をとったが、技師による専門的な業務については支援が難しく、限定的であった。</p>
<p>(3) 市営住宅の修繕等について ア 市営住宅に係る長寿命化計画において継続して使用していく住宅に位置付けているものについて、高齢者向けのバリアフリー対応の住宅の提供など、市営住宅に対するニーズを的確に把握したうえで、それに合った修繕をこれまで以上に増やしていくこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 5月31日 四日市市営住宅等長寿命化計画による良質な住戸を一定戸数確保するため、外壁改修などの大規模工事のほか高齢者・障がい者向け住戸改善工事を継続的に実施していくとともに、建物の中のみではなく市営住宅周辺の段差解消などの検討を行っている。また、子育て世帯においても一定のニーズがあると考えており、定期的に募集できるように空き家の改修に努めている。</p>
	<p>【継続努力】 令和 元年11月30日 今後も良質な住戸を一定戸数確保するため、四日市市営住宅等長寿命化計画に位置付けて、外壁改修などの大規模工事のほか、高齢化が進む中、空き家募集の応募者に占める高齢者の割合が増加してきていること、市営住宅の高層階に住む高齢者が身体的理由により住み替えが必要になるケースが増加していることを受け、高齢者・障がい者向け住戸改善工事を継続的に実施していくとともに、マンション型の住宅についてエレベーター設置を実施できるよう予算等要求していく。 また、市営住宅の高齢化率が40%と市内平均を大きく上回る中、団地内の年代構成が高齢者に大きく偏っているところが増えてきていることから、子育て世帯向け住宅についても定期的な募集ができるよう空家の改修に努めていく。</p>

<p>イ 退去により空き家となった住戸については、次の入居者を募集する前に必要な修繕を行うが、修繕が間に合わないために入居者の募集ができない住戸が存在する。このような整備待ちの住戸の数を少しでも減らし、効率的に住戸を提供できるような修繕方法について研究すること。</p> <p>入居者の募集を停止している市営住宅において空き家となった住戸については、防災性や防犯性の低下などを引き起こさないよう適正に管理するため、可能なものから除却すること。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>長期間利用した住宅の修繕は多くの期間と費用を要するが、短期で返還された物件については回転率を上げやすいため、住宅ニーズとのマッチングを図りながら効率的な住宅の供給を目指す。</p> <p>また新規入居を停止している石塚町、小鹿が丘、泊が丘の各市営住宅は長寿命化を進める計画から外れており、現入居者退去後はすべて除却する予定であり、空き家は適正な管理を行うとともに、できるだけ速やかに除却を行っている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日</p> <p>返還された住宅のうち、使用年数が短く、比較的期間や費用のかからない住宅を早期に供給できるよう、優先的に修繕している。</p> <p>随時募集による入居希望者が、平成29年度から単身者の申込を可能にしたことにより大幅に増加したことから、平成30年度は前年度より18戸多い38戸を提供した。しかし、入居待ち件数は増えており、今年度も修繕戸数を増やしてはいるが、予算不足や建築技師の不足により修繕が追いついていない。そのため、来年度に向けて予算要求や人員要求を行った。</p> <p>また新規入居を停止している石塚町、小鹿が丘、泊が丘の各市営住宅は長寿命化を進める計画から外れており、現入居者退去後はすべて除却する予定であり、空き家は適正な管理を行うとともに、できるだけ速やかに除却を行っている。なお、今年中に6戸を除却する予定である。</p>
<p>(4) 市営住宅入居手続における保証人の確保について</p> <p>単身高齢者の増加等に伴い、市営住宅の入居に際し必要とされている保証人の確保が困難な入居希望者が増加することが懸念される。保証人を確保できないために市営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、保証人の免除や法人保証の導入など保証人に関する手続を国や他市に先駆けて見直すこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日</p> <p>単身高齢者の増加等に伴い、市営住宅の入居に際し、必要とされている保証人の確保が困難な状況が見受けられる現状は認識している。しかしながら、入居者が一時的に困窮した際など、連帯保証人からの支援等により居住安定につながっている側面もあることから、保証人数を減ずることや法人保証の導入などについて、他の自治体の事例も研究しながら対応を検討した結果、今年度中に連帯保証人にかかる要綱を制定する予定である。</p> <p>なお、法人保証の導入については、現時点では入居者の金銭的な負担が大きいことから、国の関与や他の自治体の動向を注視していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 元年11月30日</p> <p>単身高齢者の増加等に伴い、市営住宅の入居に際し、必要とされている保証人の確保が困難な状況が見受けられる現状は認識している。しかしながら、入居者が一時的に困窮した際など、連帯保証人からの支援等により居住安定につながっている側面もあることから、保証人数を減ずることや法人保証の導入などについて、他の自治体の事例も研究しながら対応を検討した結果、連帯保証人は入居者の居住安定のために必要であることから少なくとも1名は確保いただくことを前提に、従来の生活保護受給者に加えて障害者や高齢者等で保証人の確保が困難な場合に1名減じることができることを明確にする連帯保証人にかかる要綱を制定し、令和2年5月1日より施行する予定である。</p> <p>なお、法人保証の導入については、現時点では入居者の金銭的な負担が大きいことから、国の関与や他の自治体の動向を注視していく。</p>

<p>(5) 市営住宅敷地内の樹木等の管理について 市営住宅敷地内にある樹木について、費用をかけてその剪定や伐採を行っている。今後、剪定や新たに植樹を行う際には、将来の剪定や伐採などの管理に要する費用を少しでも抑制できるよう配慮するとともに、剪定や伐採を行うときにはできるだけまとめて発注すること。空き家敷地に係る除草費用の縮減についても工夫すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 5月31日 新たに植樹を行うと維持管理に新たに費用が生じるほか、生長することで虫の繁殖を招いたり電線への干渉や景観を損なうなどの苦情を頂くことも多いため、ここ数年間は植樹は行っていない。また伐採、剪定、除草などの費用が過大にならないように、年度当初に見込まれている除草業務等については前年の状況を見ながらできるだけまとめて発注するように工夫している。 また、空き家敷地についても防草シートを敷設するなど維持コストの縮減を念頭においた検討を行っていく。</p>
<p>(6) 住宅使用料の滞納者に対する対応について 住宅使用料の現年度の収納率は99.9%で非常に高く、この高率を定着させていくことが住宅使用料の滞納を減らしていく一番の早道である。引き続き滞納初期段階において滞納者に対する督促等の措置を行うなどして現年度の住宅使用料の徴収に尽力すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月31日 滞納初期段階において滞納者に対する督促等の措置を積極的に行った結果、平成30年度の住宅使用料の現年度の収納率は99.9%であった。引き続き滞納初期段階において滞納者に対する督促等の措置を行うなど、現行マニュアルに沿った事務を継続することで現年度の住宅使用料の徴収に尽力していく。</p>